

指定介護サービス事業所 管理者
介護保険施設 施設長 各位

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課長

令和 6 年度 介護職員等処遇改善加算の実績報告について（通知）

令和 6 年度介護職員等処遇改善加算（旧介護職員処遇改善加算・旧介護職員等特定処遇改善加算・旧介護職員等ベースアップ等支援加算含む）の実績報告について、下記のとおり、書類提出をお願いします。

なお、様式については、必ず令和 6 年度の福岡市様式にて提出をお願いします。

記

1 提出期限

令和 7 年 7 月 31 日（木）（必着）

2 提出書類

介護職員等処遇改善加算実績報告書（高齢）

3 提出様式

市ホームページからダウンロードしてください。

【掲載先】

福岡市ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ
> 各種手続き・運営指導に関すること > 介護報酬に関する届出（加算・減算）
> 2 介護職員等処遇改善加算の届出 > 2 実績報告 > 【提出書類】

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasido/health/00/05/kaigohousyu.html#kj2>

4 届出受付専用ホームページ

今回の届出にかかる専用ホームページを作成していますので、こちらから届出を行ってください。また、本加算、報告書に係る問い合わせについても、専用ホームページでの受付となります。

届出専用ホームページ URL :

<https://aso-education.form.kintoneapp.com/public/24city-koreishogu-report-mail>

お問い合わせ用 URL :

<https://aso-education.form.kintoneapp.com/public/24city-koreishogu-report-inquiry>

- 今回の届出に係る受付等業務を麻生教育サービス株式会社に委託しています。
- 当課及び麻生教育サービス株式会社への書類郵送・持ち込みは受理できませんのでご了承ください。
- 電話・メールでの問い合わせは受け付けておりませんので、ご了承ください。
- 回答までにお時間をいただくことがあります。

5 留意事項

- (1) 実績報告書を入力する際には、色付きセルのみ記入してください。色付きセル以外は入力できません。
- (2) 複数の事業所をまとめて届出している中に、福岡市の所管以外の事業所が含まれる場合には、その事業所を所管する保険者に対しても報告が必要になります。
- (3) 実績報告書以外の根拠資料については、実績報告書と併せて、5年間保存してください。
- (4) 虚偽の実績報告や不正請求があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合があります。
- (5) 当該加算の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回ることとなっています。要件を満たしていないことが確認された場合は、全額返還となりますので、加算による収入は必ず全額を賃金改善に充ててください。

【本通知に係る問い合わせ先】

福岡市 福祉局 高齢社会部 事業者指導課

電話：711-4257 FAX：726-3328